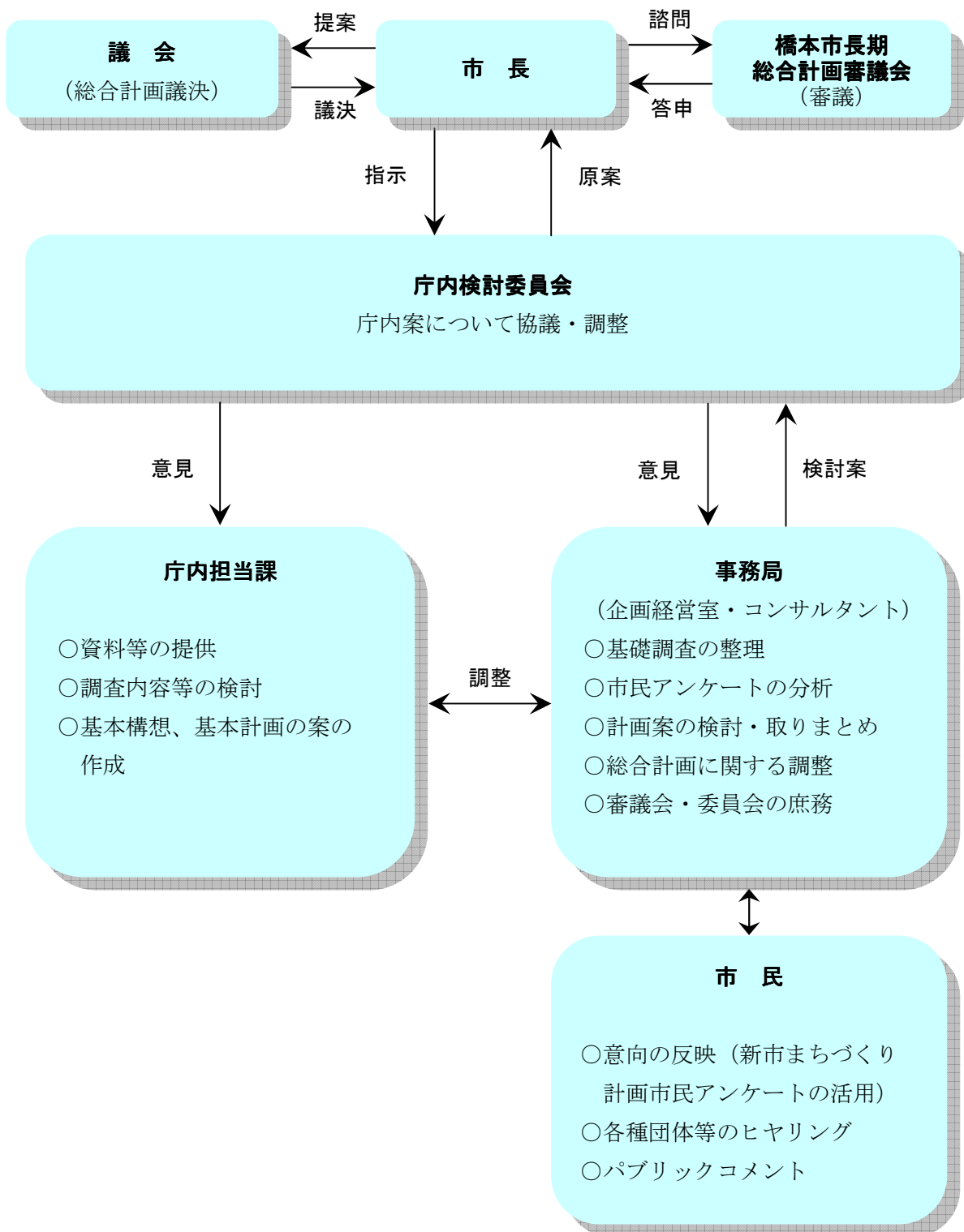


付 属 資 料

橋本市長期総合計画の策定体制



橋本市長期総合計画について（諮問）

橋 企 第 88 号
平成19年 8月 1日

橋本市長期総合計画審議会
会長 中上 良隆 様

橋本市長 木下 善之

橋本市長期総合計画について（諮問）

橋本市長期総合計画審議会条例（平成18年3月1日条例第42号）第2条の規定に基づき、橋本市長期総合計画の策定について貴審議会の意見を求めます。

橋本市長期総合計画案について（答申）

橋 企 第 88 号
平成20年 2月 18日

橋本市長 木下 善之 様

橋本市長期総合計画審議会
会長 中上 良隆

橋本市長期総合計画案について(答申)

平成19年8月1日付け橋企第88号で諮問された橋本市長期総合計画については、当審議会では慎重に審議を行った結果、下記意見を付して別添橋本市長期総合計画案のとおり答申します。

記

1. 市民と地域との連携強化をめざす行政の基本姿勢のもと、自助、共助、公助の機能を効果的に発揮させるとともに、今後、まちづくりの担い手としてその役割が一層期待されるNPO、ボランティア等の育成・支援とその活用に取り組むなど、橋本市の総合的なまちづくりの推進に努められることを求めます。
2. 今後の超少子高齢社会において、子育て支援や高齢者・障害者福祉、保健・医療などの取り組みは、安全安心な社会を構築するためにも橋本市の重要な課題と考えます。このため、子どもを安心して生み育てられる環境や高齢者や障害者などが健康で生きがいの持てる地域社会の形成に努められることを求めます。
3. 橋本市は水と緑豊かな自然環境や多くの歴史文化遺産を有しています。こうした資源を後世に継承するために、環境に対する市民一人ひとりの意識の醸成に取り組むとともに、地域資源を活かした中心市街地の活性化や山林、農地の荒廃化の防止等について、市民と行政が協働して取り組むなど、自然や歴史と共生する環境にやさしい個性あるまちづくりの推進に努められることを求めます。

4. 橋本市では若者を中心に市外への転出が顕著な傾向にあります。このため、農林業、製造業、商業の総合的、かつ一体的な取り組みや企業誘致の積極的な展開を図るなど、地域産業の活性化と併せた定住化対策に努められることを求めます。

5. 今後のまちづくりにおいて、橋本市の明日を担う人材の育成や文化、産業などの交流は一層重要性を増すものと考えられます。このため、学校教育や生涯学習などの充実をはじめ、国外・国内交流の一層の推進に取り組まれるとともに、男性と女性、健常者と障害者、また、子ども、高齢者など共生する社会やあらゆる市民の人権が尊重される社会の実現に努められることを求めます。

橋本市長期総合計画の策定経緯

年月日	事 項	内 容
平成 18 年 12 月 25 日	第 1 回庁内検討委員会	○策定方針について ○長期総合計画の構成について ○各種団体のヒヤリングの実施について
平成 19 年 3 月～5 月	各種団体ヒヤリング	○経済部所管団体（3 月 27 日） ○教育委員会所管団体（3 月 28 日） ○総務部所管団体（4 月 23 日） ○健康福祉部所管団体（5 月 24 日）
平成 19 年 5 月 18 日	第 2 回庁内検討委員会	○基本構想骨子案について
平成 19 年 7 月 3 日	第 3 回庁内検討委員会	○基本構想骨子案について ○基本計画骨子案について ○第 1 回総合計画審議会の進め方について
平成 19 年 8 月 1 日	第 1 回総合計画審議会	○総論について ・まちづくりの主要課題等
平成 19 年 8 月 17 日	第 4 回庁内検討委員会	○基本構想案について ・まちづくりの目標 ・人口フレームの再検討 ・土地利用構想 ・施策展開の基本方向 ○基本計画案について ・施策骨子案の照会（～8/31 迄）
平成 19 年 8 月 30 日	第 2 回総合計画審議会	○基本構想案の総論について ・まちづくりの主要課題 ・まちの将来像 ・まちづくりの基本理念 ・人口フレームについて
平成 19 年 9 月 28 日	第 3 回総合計画審議会	○基本構想案の基本指標、施策展開の基本方向について ・土地利用構想 ・行政推進の基本姿勢 ・まちづくりの基本施策
平成 19 年 10 月 10 日	第 5 回庁内検討委員会	○基本計画案について ①行政推進の基本姿勢 ・協働、行財政運営、広域行政 ②市民の力が生きるまちづくり ・コミュニティ、市民活動、交流・連携 ③健やかで安心して暮らせるまちづくり ・地域福祉、子育て環境、高齢者・障がい者福祉、保健・医療、社会保障、生活安全

年月日	事項	内容
平成 19 年 10 月 29 日	第 4 回総合計画審議会	○基本計画案について ①行政推進の基本姿勢 ・協働、行財政運営、広域行政 ②市民の力が生きるまちづくり ・コミュニティ、市民活動、交流・連携
平成 19 年 11 月 29 日	第 6 回庁内検討委員会	○基本計画案について ④豊かな自然と共生する均衡あるまちづくり ・循環型社会、土地利用、道路交通・情報、生活環境、防災 ⑤活力ある産業を育成し若者が定住できるまちづくり ・農林業、製造業、商業、観光、就業 ⑥個性ある人と文化を育むまちづくり ・学校教育、生涯学習、文化・芸術、人権尊重、男女共同参画
平成 19 年 12 月 1 日 ～12 月 21 日	パブリックコメントの実施（基本構想案）	広報「はしもと」、橋本市ホームページに掲載
平成 19 年 12 月 25 日	第 5 回総合計画審議会	○基本計画案について ③健やかで安心して暮らせるまちづくり ・地域福祉、子育て環境、高齢者・障がい者福祉、保健・医療、社会保障、生活安全 ④豊かな自然と共生する均衡あるまちづくり ・循環型社会、土地利用、道路交通・情報、生活環境、防災 ⑤活力ある産業を育成し若者が定住できるまちづくり ・農林業、製造業、商業、観光、就業
平成 20 年 1 月 9 日	第 6 回総合計画審議会	○基本計画案について ⑥個性ある人と文化を育むまちづくり ・学校教育、生涯学習、文化・芸術、人権尊重、男女共同参画
平成 20 年 2 月 7 日	第 7 回総合計画審議会	○橋本市長期総合計画案 答申案について
平成 20 年 2 月 18 日	市長答申	○橋本市長期総合計画（案）を市長へ答申
平成 20 年 3 月 27 日	市議会議決	○橋本市長期総合計画の策定

橋本市長期総合計画審議会条例

平成 18 年 3 月 1 日

条例第 42 号

(設置)

第 1 条 橋本市長期総合計画を策定するため、橋本市長期総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、長期総合計画策定について審議するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、25 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係機関及び団体の役職員

3 委員の任期は、2 年とする。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

橋本市長期総合計画審議会委員名簿

区分	氏名	役職等	摘要
会長	中上良隆	橋本市議会議長	第2号委員
副会長	井田典昭	橋本市区長連合会会長	第3号委員
委員	曾和利行		第1号委員
"	尾崎静好		
"	辻本勉	橋本市議会総務委員会委員長	第2号委員
"	清水信弘	橋本市議会経済建設委員会委員長	
"	平林崇行	橋本市文教厚生委員会委員長	
"	野田和雪	橋本市区長連合会副会長	第3号委員
"	山本みや	橋本市ボランティアサークル連絡協議会会長	
"	西山美奈子	橋本市人権啓発推進連絡協議会会長	
"	北村武久	橋本市身体障害者連盟会長	
"	九鬼重勝	橋本市老人クラブ連合会会長	
"	朝本寿実子	橋本市更生保護女性会会長	
"	芋生孝治	橋本市農業委員会会長	
"	高津博	紀北川上農業協同組合代表理事専務理事	
"	畑野富雄	橋本商工会議所副会頭	
"	苅田一郎	高野口町商工会副会長	
"	後藤光基	橋本市教育委員会委員長	
"	田中博晃	橋本市青少年団体連絡協議会会長	
"	矢野佳世子	橋本市女性会議会長	
"	北田佳秀	和歌山県伊都振興局長	
"	清原雅代	橋本市副市長	

※順不同・敬称略、役職等は平成18年8月1日現在

